

2012年2月16日

学校法人 法政大学
法政大学総長 増田壽男 殿

申し入れ書

法政大学文化連盟
全日本学生自治会総連合

以下、4点にこの場で回答されたい。

- ①情宣禁止仮処分の範囲外であるばかりか、明らかに法政大学の管理権の領域外である飯田橋駅前にて、「Hosei University」のロゴが入ったジャンパーを着用した法政大学職員が盗撮（飯田橋西口の反対側の通りから隠すようにしながら撮影）・盗聴（付近で立っているようにみせかけながら手に録音器を持っている）・監視行為に及んでいるのは一体なぜか。理由とその根拠を明らかにせよ。
- ②そもそも本日、我々は法政大学が裁判所に申し立てた「営業権」を理由にした情宣禁止仮処分によって、法政大学から半径 200m 以内に入ったら 100 万円の罰金を払うよう申し渡されているからこそ、飯田橋駅前で情宣活動を行っている。「営業権」によって情宣を禁止することは表現活動に対する重大な侵害であり、学問の府たる大学が掲げるべきことではない。情宣禁止仮処分をただちに取り下げ、謝罪せよ。
- ③本業務（①参照）はいったい誰が指示したのか。責任者の名前・役職を明らかにせよ。
- ④本行為は、明らかに日本国憲法 21 条「表現の自由」に対する侵害である。即刻中止し、謝罪せよ。

以上